

第5回下水道事業経営に関する研究会 議事録

1 日時：令和7年（2025年）1月27日（月） 15：00～17：00

2 場所：滋賀県庁 本館 4－A会議室

3 出席委員：（五十音順、敬称略）

宇野委員、柴委員（座長）、清水委員、勢一委員、只友委員

4 議題

（1）持続可能な滋賀県琵琶湖流域下水道事業の経営について
（負担のあり方の検討）

事務局より資料に基づき説明

5 結果概要

（1）全体的な意見の取りまとめ

研究会において、高度処理にかかる経費の算出単位を、処理区ごとではなく、処理区全体とする新たな考え方ができることについては合意ができた。

高度処理費を処理区ごとではなく全体で負担するという考え方に変える場合には、その合理性を説明できなければならず、人口減少を踏まえた均衡がとれた県の発展、高度処理における公共的役割のニーズの変化、汚染物質の排出に対する貢献など、考え方を考えることでより時代にあった合理性を有することができるのではないかとの意見があった。

また、高度処理の費用ではなく公費負担を各処理区に案分することで公共的な役割に応じた負担を検討すること、主に私的役割として整理していた1・2次処理について一定の公共的役割も備えていることを踏まえてどのような表現が適切か検討することなどが、まとめにあたっての留意事項として挙げられた。

（２）各委員の意見概要

○Ａ委員

新しい視点を取り入れるにあたっては、受益と負担のあり方についての合理的な説明ができなければならない。従前もこれまでの制度の合理性の中で運営してきたので、変えた後の合理性の方がより望ましい形になるという説明が必要になる。

これほどの人口減少の局面になることや、地域差が拡大してその差は開いていくであろうということは想定されていなかったので、制度の持続可能性については、既存の制度の設計時には考えられていなかった部分と思われる。また、高度処理の公共的役割のニーズが従前よりも広がっている。生態系保全や生物多様性にまで広がってきて、それを享受できる利益は、水が綺麗になるというところに留まらない時代になっている。そのような制度の本質部分の考え方を変えざるを得ない要因がいくつもあることで、中長期的に望ましい仕組みになるという説明が必要になると思う。中長期的に将来世代まであまり大きな地域格差を作らずに素晴らしい水環境が維持できる点も推していく必要があると思う。

下水道事業に限らず県全体を見た上で県の発展としてどのような地域づくりがよいのか考えることが必要かと考える。また、変更を行う際にはタイミングが重要となる。経過措置的なものなどで上手くバランスを取ることが必要と思われる。

○Ｂ委員

１・２次処理を主に私的役割、高度処理が主に公共的役割と整理しているが、１・２次処理でも少なくとも処理区域内における公共的役割は果たしているため、公共的役割を小さく表現しすぎているのではないかと思う。「地域における」等の表現により、処理区域内に限定した形で１・２次処理にも公共的役割があるように見えるよう、見せ方を整理した方がよいのではないか。

高度処理費用を全体で負担するように変える場合、琵琶湖の保全に関する法律などの法的趣旨を踏まえるなどの積み上げが必要になると思う。

また、下水道は環境インフラであることから、汚染物質の排出に対する貢献度などの合理的な根拠によって、より一層、高度処理について人口集中地域が負担をするということが合理的と言えるのではないかと考える。ただ、理解をしてもらうには、均衡ある県土の発展という話が必要になると思う。

高度処理は、1・2次処理とは別の形の公共的な役割、負担があって交付税措置がされている。その部分の論理を整理できればよいのではないか。

○C委員

1・2次処理は、基本的には下水道使用料によって最終的に利用者が負担するという制度であり公費負担がないため、私的役割とすることに違和感はない。汚水私費という原則のもとで、高度処理という特殊なものについて一部を公費負担するという制度の枠組みは維持するように整理した方がよいと考える。

高度処理費用を、費用ベースで全処理区が負担すると考えると、処理区単位で見たときに原価を超えて案分してしまうことになり懸念がある。全体としての公共的な水質保全を図ろうということであれば公費負担の案分の仕方と言えるので、高度処理費用を全体で案分するのでなく、公費負担を全体で案分し各処理区の高度処理費用から引くという計算をすべきではないかと思う。

○D委員

私的役割は、各下水処理場が排水基準を守るために必要なもの、公共的役割は、琵琶湖の環境基準をさらに守るためのものという捉え方をした。琵琶湖は県民にとって重要な位置付けにあるため、琵琶湖の環境基準という捉え方をすると、処理区ごとでなく全体で負担するという考え方に納得ができる。

流域下水道の高度処理費を処理区全体で負担する場合、公共下水道で行う高度処理についても同じ考え方をしなければ説明が難しくなる。一方で、今後、上水道と同じように下水道においても広域化の検討が進み、もし流域下水道が公共下水道と一緒になることがあった際にも、今回の議論で示された考え方は適用できると考える。